

昭和53年11月15日発行

第七四号

編集 馬路村教育委員会  
発行 安芸印刷

# うまじ

広報

10月末の人口	世帯数
男	六九八人
女	九七五人
計	九四四人
一、	九一九人



村民運動会 (馬路)

## 飛びだす統廃合阻止デモ

10月22日  
秋晴れの村民運動会

### 宮林署統廃合絶対阻止

### 馬路村民会議



今年の村民運動会は馬路、魚梁瀬両地区ともに、多数の参加のもとに実施されました。競技もさることながら、馬路では仮装行列に宮林署統廃合阻止のデモ行進も登上し、その中で子供代表より「統

廃合になると、この様な大勢の運動会も開けなくなります。ぜひ私達の願いを林野庁のえらい人に伝えて下さい」とのメッセージを議会議長が受理する等の盛り上がった運動会でした。

# 話し合いは物別れ

## 林野庁幹部ら馬路村へ

### 営林署統廃合問題

◀53年10月18日 高新より転載▶

【奈半利】営林署の統廃合に反対する安芸郡馬路村に十七日、林野庁幹部らが訪れ、『営林署統廃合阻止村民会議』（会長・小松千歳村長）のメンバーと約二時間にわたって話し合った。

九月中旬に上京した同村民会議の抗議団に中川農相が『現地の空気を的確に把握するため、県と連絡を取ったうえで本庁の幹部を派遣させる』と約束していたことに基づくもの。この日は石川弘林政部長と塚本隆久林政課長補佐の二人が進高知営林局長や猪野馬路署長、豊永魚梁瀬署長らとともに馬路入りした。

話し合いは午前十時から村就業改善センターで行われたが、冒頭、小松村長が来村に感謝の言葉を述べる一方、『農相は、調査団を派遣する』と言っていたから、林野庁外の識者がじっくり時間をかけて調べるものと期待していた。ところが、やって来るのは林野庁幹

部が二人だけ、それも今日夕方には帰ると聞かされ失望した」と、国側の誠意について指摘、緊張した空気のなかで進められた。

席上、石川林政部長は「過疎化を恐れる気持ちは十分わかる。そのためにも馬路営林署は統廃後も『事業実行組織』（返称）を残す手はずとなっている。署がなくなることが、すなわち村の崩壊、と短絡的に考えず、もつと突っ込んだ対話を重ねようではないか」と提言。営林署は単なる行政機構の出先であり、村民の生活面への影響までとやかく言われるのは遺憾だとして、双方とも従来からの言い分を繰り返しただけだった。

一行は、このあと集まった村民約三百人の『暴挙粉砕』のシユプレヒコールのなか、魚梁瀬署へ事情聴取に向かったが、会に出席した村民会議のあるメンバーは『あれでは『調査団』ではなく、『説得団』だ』とぶ然とした表情。小松

村長も『局側はしばしば突っ込んだ会話、と称して条件闘争への誘いをかけるが、絶対反対の立場を取っている以上、こちらの条件の提示など考えていない。むしろ歩み寄りを見せなければならぬのは局側ではないか』とわずか一日の『調査』に不満を漏らしていた。

話は物別れに終わったものの、村民会議では十一月がこの問題のヤマ場だと判断、十八日には高知営林局へ約三十人の抗議団を送る。また同日、十人ほどを上京させ、衆議院農林水産委の農相答弁を傍聴し、三度目の『大臣折衝』を行うことにしている。



◀10月18日高知営林局前▶

# 日誌

〓 九月 〓

20日 魚梁瀬小学校交通教室

23日 秋分の日

25日 議会国有林対策特別委員会

〓 営林署統廃合阻止馬路村民会議（以下統廃合村民会議と略）小委員会

27日 30日 第5回馬路村定例議会

28日 壮年ソフトボール大会（馬路）

〓 十月 〓

1日 馬路中学校運動会

5日 馬路営林署長・管理管と木引税課税標準額について交渉（助役外一名）

6日 林業振興審議会視察（馬路）

8日 馬路小学校運動会

〓 魚梁瀬小中学校運動会

9日 統廃合村民会議小委員会（就業改善センター）

〓 安芸郡下老人クラブ運動会（安田町）

10日 馬路保育所運動会

11日 林業振興審議会（就業改善センター）

12日 高令者学級（馬路）

13日 中芸地区中学校陸上大会（馬路村民運動場）

14日 七宝焼講習会（婦人学級）

（次ページへつづく）

(前ページからのつづき)  
馬路)

14日 統廃合村民会議小委員会  
16日 清掃業務を日浦、福岡富美  
男氏に委託

17日 林野庁調査官二名来村

◆ 営林署統廃合阻止反対集会  
(村民会議主催) 就業セン  
ター前

◆ 営林署統廃合阻止村民決起  
集会。(全林野主催) 馬路  
営林署前

◆ 写真教室(就業センター)

◆ 俳句教室(魚梁瀬)

18日 農林水産大臣折衝及国会委  
員会傍聴団上京10名(村民  
会議)

◆ 全林野第二次反対総決起集  
会(高知営林局前)

19日 文化祭準備会

22日 村民運動会(馬路・魚梁瀬)

23日 高令者学級(魚梁瀬)

24日 青少年健全育成馬路村民会  
議役員会

25日 馬路・魚梁瀬電話ダイヤル  
自動化開始

26日 慰霊祭(魚梁瀬)  
27日 慰霊祭(馬路)  
28日 29日 ふるさと祭り参加  
◆ 折紙教室(魚梁瀬)  
31日 村内小学校陸上交歓会(魚  
梁瀬)

# 馬路・魚梁瀬両局電話自動化に

以下文 53年10月26日高知新聞

【奈半利】電電公社高知電気通信  
部は二十五日、安芸郡馬路村の馬  
路、魚梁瀬両局の電話(加入台数  
七百七十一)を磁石式からダイヤ  
ル式に切り替えた。これで県下の  
電話はすべて自動化された。  
この日、午後一時三十分から馬路  
電話交換局構内で開かれたダイヤ  
ル化切り替え式には、関係者ら約  
四十人が出席。切り替え本部長で  
ある佐伯安芸報話局長が切り替え  
指令を出し、午後二時ちょうどに  
切り替えた。このあと、小松馬路  
村長が野村県企画部長に、また三  
宅馬路郵便局長が古谷松山郵政局  
長にそれぞれ記念通話を行い、と

もに喜びの声を伝えた。このあと  
シシツバキの記念植樹もあって自  
動化を祝い合った。  
これで県内の電話はすべてダイ  
ヤル化されたわけで、四国では三  
月の香川県、七月の徳島県に次い  
で三番目。全国では二十一番目に  
なる。昭和三十三年四月に高知局  
にダイヤル電話が登場してから二  
十年目の目標達成で、明治四十年  
十一月、高知局で磁石式を使って  
電話交換が開始されて以来七十一  
年目。両局の市外局番は〇八八七  
四、市内局番は馬路が四、魚梁瀬  
は三です。



〈記念通話 三宅重雄馬路郵便局長〉



◀高知県PTA新聞より転載・馬路村青少年育成村民会議▶

# 住民課だより

## 私達の国保(中)

### 被保険者と 保険証

○一世帯に一枚  
国保に加入した人を被保険者といいますが、国保に加入すると世帯ごとに保険証が交付されます。つまり一世帯に何人被保険者である家族がいても、原則として保険証は一枚しか交付されません。(ただし、長期の旅行に出かける場合、修学のため、家族と離れて他市町村で生活する場合には別に保険証の交付が受けられます)。

また、被保険者のいる世帯主は加入と同時に保険税を納めなければならない義務があります。

○保険証は大切に

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、病气やケガをしたとき保険医である病院の窓口へ出せば、かかった医療費の三割を負担するだけでみてもらえる大切な受診券でもあります。保険証は常に手元に保管し、預けっぱなしにすることのないよう大切に取り扱いましょう。また、国保に入ったことやめたりするとき、子どもが生まれたら、保険証の内容に変更があったときは、すぐに役場まで届けましょう。

次のようなときは、14日以内に届出をしてください

その他		国保をやめる場合		国保にはいる場合	
交通事故で国保をつかうとき	被保険者証をなくしたとき	死亡したとき	生活保護を受けるようになったとき	この市町村から転入してきたとき	他の市町村から転入してきたとき
市町村内で住所が変わったとき	世帯主や氏名が変わったとき	職場の健康保険にはいったとき	職場の健康保険にはいったとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたとき
世帯をわけたり、いっしょにしたとき	被保険者証をなくしたとき	死亡を証明できるもの	印かん・被保険者証	子どもが生まれたとき	子どもが生まれたとき
印かん	印かん	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証	生活保護法の適用を受けなくなったとき	生活保護法の適用を受けなくなったとき
印かん・関係書類	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証	他の市町村へ転出するとき	他の市町村へ転出するとき
		印かん・両方の被保険者証(未交付のときは証明できるもの)	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証
		保護決定通知書	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証	印かん・被保険者証

## 医療費の現状

＝ 年度別 1人当り医療費 ＝

区分	47年	48年	49年	50年	51年	52年
高知県	100%	132%	185%	225%	272%	310%
平均	28,146円	37,111円	52,094円	63,388円	76,577円	87,150円
馬路村	100%	130%	182%	260%	320%	383%
	73,444円	48,566円	67,989円	97,268円	119,832円	143,438円

|| 三人家族で毎月三万六千円 ||

昭和四十五年度から昭和五十二年までの国保被保険者一人当りの医療費は、表のとおりで、五年間に三・八倍にも増えています。

昭和五十二年の一人当り医療費は一四三、四三八円です。

三人家族で毎月約三万六千円の医療費が使われる勘定になります。

馬路村の場合は、全国平均、高知県平均にくらべて医療費、伸び率とも高く、国保事業の運営は特に苦しいといえます。(五十一年度全国平均が五九・六四六円)。

医療にはこんなに高い費用がかかりますから、もし保険がなかったら、家族が重い病気にかかったとき、医療費の全額支出となると、家計に重圧のしかかります。

みんなの保険は、ひとりひとりがんばろうに健康回復に役立てることができるよう大事に生かして使いましょう。

|| 医療費は保険税の九・五倍納期内に完納しましょう ||

五十二年度一人当り医療費は、

一人当り保険税の九・五倍です。

医療費の伸びが、余りにも大きくなって保険税の負担がこれについていけず、その差は年々大きくなっており、それだけ国保の台所は苦しくなっています。

【次号「私達の国保」では、医療費・保険税を節約するために「医師の上手なかかり方」と「健康法」についてふれたいと思います。】

## 清掃業務を 直営から委託へ

村では現在まで直営で行なってきた、「ゴミの収集等」の業務を十月十六日から委託しました。

受託者は、日浦部落の福岡富美男さんです。この委託によって皆さんのご家庭へ対するゴミの収集等の内容は従来と変わりありません。

今後共にご意見等がありましたら、受託者又は役場住民課までお申し出下さい。

## ごめい福をお祈りします

氏名 山下辰子 性別 女 行年 77才 亡月日 10月28日 世帯主 続柄 母 部落 ヤナセ

## ゆず視察記

### 樋口洋造

去る九月五日、農協ユズ部会は二十四名の出席のもと、物部村、木頭村のユズ栽培の先進地視察を行いました。

#### 一、物部村公文氏園

稲転により四十六年秋定植し、三年目より誘引、昨年は、表年であったが、果実の品質が良くほとんど青玉出荷であったため、隔年結果が緩和され、今年は成りが平均している。

バイラスにかかった木は伐採され、現在は表面化するものはなく果実も美しい。樹型は開心自然型に仕立てられ、光も中まで入り、下部にも良く葉が着き、果実も着果している。

#### 二、木頭村役場にて

(1)木頭ユズ産業の現況  
ユズ面積三十五畝である。また今後六年計画で六十八畝の増植を予定している。

昭和五十二年ユズ生産量は百六十三ト

生果 七万四千二百十二ケース

冬至用 一万六千個  
食酢 二千本  
総生産額六千六百万円である。

(2)普及指導、事業等について  
研究母体として木頭村ユズ研究会があり、また村内で三名のユズ生産指導員を設け、講習会に出向いたり、農家の相談に応じている。モデル園を四十五アール設置、研修の場としている。また、優良系統選抜にあたり七系統を選び農家に配布、特性等の調査をおこなっている。事業としては四十九年

〜五十年に簡易貯倉庫を建て出荷の長期化をはかり、急傾斜地の果実資材運搬の省力化のためにモノレール等が設置された。ユズ加工場と酢の搾汁施設が四十八年に建設された。

#### 三、木頭村平川氏園

1.8畝×1.8畝の大密植園(安芸地区の栽培歴では3畝×4畝)であり十五年程度をむかえた現在樹高4〜5畝、地上1畝程度まで葉ははげあがり、結果しているのは先の方だけであった。園主は誘引反対主義らしいが、この園は収量のこれ以上の伸びはないだろう。間伐等の必要性がある。

#### 四、木頭村松本氏園

敷草が良くおこなわれ、土壌の管理が良い。果実も美しい虎班症等もみられない。中の枝をぬいてないために結果層が薄い様に思われる。

五、視察より馬路のユズ栽培に求めるもの。

(1)系統  
木頭で七系統、北川でも三系統果試等でも選抜をおこなっているが、土地にあった系統を植える必要から現在栽植されているものから品質の優れたものを馬路でも選抜し母樹とする必要性がある。

#### (2)肥培管理

山の雑木林では落葉が土となり、草も生えそれが枯れ有機質となり、自然のサイクルをくり返しているが、樹園で清耕園にすると、有機が欠け土壌は硬化し、根は窒息死してしまう。ユズの樹の園での生産量、すなわち三トン程度のもので投入することが望ましい。松本氏のユズ園などは良く投入がおこなわれている。

#### (3)病害虫

三氏を通じて果実が美しい。80%以上が青玉、黄玉で出荷されているのではなからうか。第一に虎班症の少ないこと、馬路村では30%以上が強毒バイラスに汚染されている。早急に伐採し更新する必要がある。第二にソウカ病が少ないことである。防除を適期にすれば防げる。農家もつと栽培意欲をもち自分のところのユズ園は自分で防除するくらいでなくては。

#### (4)整枝・剪定

三園はこれに関してなかなか良い比較園であった。それぞれの園

主は共に自分の整枝・剪定に自信をもっている。しかし、私が見るかぎりでは、公文氏の園が最良と思う。帰りのバスで、馬路の生産者より古い園は平川流にとの声もしたが、出来れば間伐、誘引を行えば、十アールあたり二〜二トンは生産できよう。

#### 最後に、今後馬路村のユズ生産技術がこの視察により向上し、優良なものが多く生産されることを望むしだいである。

(安芸農業改良普及所 田野支所 改良普及員)



馬路村の皆様、毎日の御仕事事御苦勞様です。

過日の交通安全運動及び全国防犯運動には村あげての御努力により、交通事故及び盗難等の事故、事件もなく過ぎ村

全体の交通安全意識、防犯意識の高さがうかがわれ心から感謝しております。

十一月からは、全国一斉の指名手配被疑者の検挙月間に入りますが警察だけの力では、このような凶悪犯人を逮捕できる訳ではありません。日頃の仕事、家事を通じて不審な者と

## 《全国一斉指名手配 被疑者検挙月間》

11月1日〜11月30日

か手配写真に似た者を見かけたらすぐ警察へ御連絡下さい。

安芸警察署

混まないうちに早期差し出し



# 教育の窓

去る10月13日馬路村民運動場においての大会で、魚梁瀬中、馬路中が予選、決勝で大活躍の結果となりました。記録は次の通りです。

男子総合 第一位 馬路中

第四位 魚梁瀬中

女子総合 第二位 馬路中

第六位 魚梁瀬中

男女総合 第二位 馬路中

第五位 魚梁瀬中

以下成績(第六位迄)

一年一〇〇メートル走

順位 氏名 記録

一 西野 潔 一三秒二(ウ)

五 尾谷 保弘 一四秒四(ウ)

二年一〇〇メートル走

二 畠中 泰司 一三秒〇(ウ)

六 西野 昭博 一三秒六(ヤ)

三年一〇〇メートル走

一 乾 修二 一二秒三(ウ)

一年二〇〇メートル走

一 西野 潔 二八秒六(ウ)

四 清岡 秀徳 二九秒二(ウ)

二年二〇〇メートル走

三 畠中 泰司 二八秒〇(ウ)

三年二〇〇メートル走

一 乾 修二 二六秒〇(ウ)

一五〇メートル

二 山中 賢治

四 谷井 章五 五分一三秒六(ウ)  
二年三〇〇メートル

## へき地ながら大活躍

### 馬路中・魚梁瀬中

＝中芸地区中学校陸上競技大会＝

三種

一 山口 高明 二〇二点(ヤ)

二 西山 孝二 一九〇三点(ウ)

三 小松 正和 一八六三点(ウ)

走巾ジュニア

二 井上 昭典 四m四一(ウ)

五 山中 賢治 四m四一(ウ)

走巾ベスト

二 小原 昌信 五m二五(ヤ)

三 乾 修二 五m二三(ウ)

五 井上 忠雄 四m七四(ウ)

走高ジュニア

一 尾谷 保弘 一m三五(ウ)

二 田中 透 一m三〇(ウ)

五 門田 昇 一m二五(ヤ)

走高ベスト

四 樋口 忠明 一m四五(ウ)

五 岩城 敬志 一m四五(ウ)

砲丸

二 中屋 幸治 一〇m五二(ウ)

三段

三 小原 昌信 一m一四二(ヤ)

五 谷口 正則 一〇m四七(ウ)

一〇〇メートルハードル

二 小原 昌信 一七秒二(ヤ)

五 久保 敏雄 二〇秒〇(ウ)

四〇〇リレージュニア

三 馬路中 五六秒一

六 魚梁瀬中 一分〇一秒一

八〇〇リレージュニア

二 馬路中 一分五三秒六

四 魚梁瀬中 一分五四秒一

女子の部

一年一〇〇メートル走

四 中野 忍 一五秒七(ウ)

八〇メートルハードル

五 池田 亜紀 一七秒八(ウ)

## 村内小学校

### 陸上交歓会

#### 新記録四個誕生

去る十月三十一日、魚梁瀬運動場で開催されました。記録は次の通りです。上位三位迄です。  
は新記録です。

男子の部

四年五〇メートル走

順位 氏名 記録

一 山中 文夫 八秒九(ヤ)

二 四国 栄一 九秒一(ウ)

三 白石 純也 九秒四(ウ)

五年五〇メートル走

一 永野 康之 八秒三(ヤ)

二 丸山 和伯 八秒五(ウ)

三 上総 正和 八秒五(ヤ)

六年五〇メートル走

一 小松 和之 七秒九(ヤ)

二 皆津 健 八秒〇(ヤ)

三 吉本 光典 八秒三(ウ)

四年一〇〇メートル走

一 尾崎賀津彦 一六秒八(ウ)

二 山中 文夫 一七秒五(ヤ)

三 南 久之 一七秒六(ウ)

- 五年一〇〇メートル走
- 一 村山 裕昭 一五秒七(ウ)
  - 二 丸山 和伯 一六秒二(ウ)
  - 三 橋本 和典 一七秒三(ウ)
  - 六年一〇〇メートル走
  - 一 吉松 正博 一四秒六(ウ)
  - 二 徳弘 恭一 一五秒八(ヤ)
  - 三 永野 裕之 一五秒八(ヤ)
  - 四年ソフト・ボール投げ
  - 一 藤原 茂史三七・〇五(ヤ)
  - 二 伊吹 安弘三五・〇〇(ウ)
  - 三 伊吹 公彦三四・六六(ウ)
  - 五年ソフト・ボール投げ
  - 一 手島 和彦四三・六七(ヤ)
  - 二 村山 裕昭四三・一六(ウ)
  - 三 丸山 和伯三八・七三(ウ)
  - 六年ソフト・ボール投げ
  - 一 村岡 志郎五三・九五(ウ)
  - 二 永野 裕之四一・七一(ヤ)
  - 三 久保 啓三三九・七三(ウ)
  - 四年走り幅とび
  - 一 尾崎賀津彦 三・三〇(ウ)
  - 二 伊場 公彦 三・一八(ウ)
  - 三 伊吹 安弘 二・九七(ウ)
  - 五年走り幅とび
  - 一 永野 康之 三・五二(ヤ)
  - 二 山中 淳 三・五〇(ウ)
  - 三 村山 裕昭 三・四五(ウ)
  - 六年走り幅とび
  - 一 吉松 正博 四・〇二(ウ)
  - 二 村岡 志郎 三・九〇(ウ)
  - 三 徳弘 恭一 三・七四(ヤ)
  - 四年走り高とび
  - 一 笹岡 真吾 一・〇〇(ウ)
  - 二 尾崎賀津彦 〇・九〇(ウ)
- 三南 久之 〇九〇(ウ)
- 五年走り高とび
  - 一 手島 和彦 一・一〇(ヤ)
  - 二 永野 康之 一・〇五(ヤ)
  - 三 山中 淳 一・〇五(ウ)
  - 六年走り高とび
  - 一 村岡 志郎 一・二〇(ウ)
  - 二 吉松 正博 一・一五(ウ)
  - 三 小松 和之 一・一〇(ヤ)
  - 四年一〇〇メートル
  - 一 山中 文夫四分〇九秒二(ヤ)
  - 二 南 久之四分〇九秒三(ウ)
  - 三 伊場 公彦四四秒一六(ウ)
  - 五年一〇〇メートル
  - 一 永野 康之 (新) 三分三四秒五 (ヤ)
  - 二 丸山 和伯 (新) 三分三六秒〇 (ウ)
  - 三 村山 裕昭三分五一秒五(ウ)
  - 六年一〇〇メートル
  - 一 皆津 健三分四五秒三(ヤ)
  - 二 村岡 志郎三分四八秒二(ウ)
  - 三 徳弘 恭一三秒五八(ヤ)
  - 四〇〇メートルリレー
  - 一 馬路Aチーム 一分〇三秒〇
  - 二 村岡 志郎・村山 裕昭
  - 三 吉本 光典・吉松 正博
  - 二 魚梁瀬Aチーム 一分〇四秒六
  - 徳弘 恭一・永野 裕之
  - 皆津 健・小松 和之
  - 三 馬路Bチーム 一分〇七秒六
  - 山中 淳・伊場 公彦
  - 尾崎賀津彦・丸山 和伯
  - 女子の部
  - 四年五〇メートル
- 一 茨木 香代 八秒九(ヤ)
- 二 手島由美子 九秒〇(ヤ)
  - 三 清岡ひとみ 九秒四(ウ)
  - 五年五〇メートル
  - 一 大西 良恵 八秒三(ウ)
  - 二 尾谷和加枝 八秒四(ウ)
  - 三 尾谷里津枝 八秒四(ウ)
  - 六年五〇メートル
  - 一 市川あゆみ 八秒七(ヤ)
  - 一 萩野 真理 八秒七(ヤ)
  - 三 猪野美香子 八秒七(ウ)
  - 三 西野 由紀 八秒七(ウ)
  - 四年一〇〇メートル
  - 一 清岡美佐緒 一七秒〇(ウ)
  - 二 五百蔵 香 一七秒六(ヤ)
  - 三 小松 布美 一八秒一(ヤ)
  - 五年一〇〇メートル
  - 一 大西 真弓 一五秒九(ウ)
  - 二 尾谷里津枝 一六秒二(ウ)
  - 三 尾谷和加枝 一六秒四(ウ)
  - 六年一〇〇メートル
  - 一 南 真紀 一五秒〇(ウ)
  - 二 田中 理江 一六秒一(ヤ)
  - 三 西野 由紀 一七秒二(ウ)
  - 四年ソフト・ボール投げ
  - 一 都築由美子二六・七四(ウ)
  - 二 清岡 美智二二・一四(ウ)
  - 三 小松 布美二〇・〇九(ヤ)
  - 五年ソフト・ボール投げ
  - 一 西野 千尋二四・六五(ウ)
  - 二 山崎ひとみ二三・五五(ヤ)
  - 六年ソフト・ボール投げ
  - 一 佐竹 美香三〇・三二(ウ)
  - 二 萩野 真理二六・八四(ヤ)
  - 三 田中 理江二六・四五(ヤ)
  - 四年走り幅とび
  - 一 清岡美佐緒 三・二〇(ウ)
  - 二 西山 睦美 二・九三(ウ)
  - 三 乾 香織 二・九〇(ウ)
  - 五年走り幅とび
  - 一 尾谷理津江(新)三四八(ウ)
  - 二 尾谷和加枝 三・三七(ウ)
  - 三 山崎ひとみ 三・〇四(ヤ)
  - 六年走り幅とび
  - 一 南 真紀(新)三八八(ウ)
  - 二 猪野美香子 三・四三(ウ)
  - 三 佐竹 美香 三・一六(ウ)
  - 四年走り高とび
  - 一 清岡美佐緒 一・〇〇(ウ)
  - 二 西山 睦美 一・〇〇(ウ)
  - 三 清岡 美智 一・〇〇(ウ)
  - 五年走り高とび
  - 一 樋口 真弓 一・〇五(ウ)
  - 一 大西 良恵 一・〇五(ウ)
  - 一 山崎ひとみ 一・〇五(ヤ)
  - 六年走り高とび
  - 一 南 真紀 一・一〇(ウ)
  - 二 田中 理江 一・〇〇(ヤ)
  - 二 西野 由紀 一・〇〇(ウ)
  - 三 市川あゆみ 〇・九五(ヤ)
  - 四年一〇〇メートル
  - 一 清岡美佐緒四分二八秒五(ウ)
- 二 五百蔵 香四分二二秒〇(ヤ)
- 三 手島由美子四三秒〇(ヤ)
  - 五年一〇〇メートル
  - 一 山崎ひとみ四分一〇秒八(ヤ)
  - 二 堀内 寿子四二秒二(ヤ)
  - 三 樋口 真弓四二秒一(ウ)
  - 六年一〇〇メートル
  - 一 南 真紀四分〇五秒五(ウ)
  - 二 猪野美香子四三秒二(ウ)
  - 三 田中 理江四四秒三(ヤ)
  - 四〇〇メートルリレー
  - 一 馬路Aチーム 一分〇四秒五
  - 大西 良恵・尾谷里津江
  - 二 魚梁瀬Aチーム 一分〇八秒一
  - 堀内 寿子・萩野 真理
  - 山崎ひとみ・田中 理江
  - 三 馬路Bチーム 一分二秒〇
  - 猪野美香子・西野 千尋
  - 西野 由紀・樋口 真弓

馬路村文化祭

11月25日・26日 (馬路)

村職員

人事異動

十月一日付

住民課主事

大野 烈

(住民課清掃係)

魚梁瀬支所主事 中川 万士

(公民館主事兼務)

(住民課清掃係)

十月十五日付

社会教育主事

清岡 敬二

# 道標

みちしるべ  
=28=

## 今日の部落差別問題を、あきらかに する基本的な考え方

このような約半世紀にわたるきびしい部落解放運動の成果のうえにたつて今日部落解放同盟は、部落差別の問題を次の三つの観点からとらえています。このことは、同和教育をすすめるうえに大きなかわりあいをもつものなのです。

それを次にあげておきます。

### (一) 部落差別の本質

差別の本質は部落住民がいつの時代でも、その時代の主要な仕事につくことができないということであり、封建時代には当時の一番大切な農業につくことは法によつて禁止

た職種への就職率はきわめて低いのです。

また、公務員になつてゐる人のかでも、ほとんどが現場職員で、事務職員はきわめて少いのです。その現業職になるのでさえ、三年も四年も臨時で辛棒をし、何回も採用試験をうけてようやく採用されることゝがめづらしくありません。また失対人夫に登録された時など、これで安心した生活ができるといつて適格手帳を手にして一晩中ねむれないくらいよるこんだという話もあります。一般の人なら失業したのでしかたがない、よい職場がみつかるまでの腰かけのな仕事としてあきらめる失対人夫や現業職も、部落住民にとつてはこのうえもなくよろこぶ安定した職場となつています。つまり現在においても部落差別の本質は昔とまったくかわつていないのです。

よつて禁止

就職 いめだい



られていました。その本質は今もかわつていません。今でも大企業や金融関係の職種には部落民はほとんど就職できていません。その反面不安定な人のきらう、危険な職種の臨時工や社外工その他不安定な仕事にしかつけない者が多く、逆に安定し

### (二) 部落差別の社会的存在意義

以上述べたような部落差別の本質は封建時代にはその時代の農民から年貢をしぼり取れるだけしぼるため「上みてくらす下みてくらす。」として士・農・工・商・エタ・非人の身分制度をつくつた

のです。しかしエタ・非人を差別することがおもな目的ではなくそれを分裂支配の手段につかつたのです。

そのためにつくつた部落差別は今もなおそれなりに残す理由があります。部落民を差別して失業、半失業のままに放置し不安定な生活させ、一般労働者、農民、市民と対立抗争させ、分裂させて、一般国民の生活を引き下げ、低生活、低賃金のささえの役を果せられてきました。

今日でも、失対事業制度があるために、失対人夫以下の賃金では人をやとえないことになつていますが、もしこの制度がなくなれば、多くの失業者が町にあふれ、ますます賃金は安くなるのです。このことは日本における部落差別が、労働者の低賃金の支えになり、日本の国民全体の不幸につながるものになるのです。

いわば解放運動こそ国民の解放につながるというわけがここにあるとしていきます。

### (三) 社会意識としての差別観念

前述したように最近においても宿毛の青年池上君の結婚差別自殺事件、就職差別事件などにみられるように差別事件はあとをたちません。

ことような日本の今の社会において支配者がつくり出した差別思想と差別観念はあらゆる人の頭の

なかにまた意識のなかにいりこんでいます。だから自分と部落とのかわりあいのできた時には無意識のうちに差別をしているのではないでしようか。

そのためにこそ差別事件は今日でもなおあとをたたないのです。

それは長い間、支配権力につごうのよい教育、伝統、習慣などなかで、想像できないくらい根強く社会の人びとの意識のなかにしみこんだからです。

「どんなに貧乏しても部落民とだけは結婚させたくない、先祖に申しわけがない。近所や親せきの手前こまる……」。部落に生れなくてよかった。「部落の人は気の毒な。……一般の人は部落の人と同等にあつかわれることを心よしとしないなど、さまざま形で差別観念は生きつづけ、さらに増大されている。と、このように差別をとらえています。

これらのことは、五十年の闘いによつてあきらかにされたものであり、部落解放同盟ではこの三つを部落解放の命題として運動をすすめています。

このことは非常に重要な意味をもつています。わたくしたち県民としても、この三つの命題について十分に学習を深め、この問題を国民的課題としてとらえ解決していかなければなりません。



# 基準額は従来通りに決定

馬路婦人会  
馬路公民館

## 祝儀二、〇〇〇円 不祝儀一、〇〇〇円

アンケートの結果をもとに婦人会役員会、公民館運営審議委員会で種々検討の結果、従来通りの額で推進することに決定しました。

祝儀については、アンケートの数値では「現行額不相当」が大多数となりましたが、回答者に基準額の意味の取りちがえもあつたようだし、三〇〇〇円とすればすぐ

に、「親しい関係なら五〇〇〇円」「身近な人であればもつとも……」ということになりはしないでしょうか。

又、披露宴についても「お返しはなし」であるので、そのあり方等については、たとえ招く方が多大のお金をかけ、派手にしてもそれは、その家の事情があろうし、

祝儀の額については地域の標準額みたいなものであるので、胸をはつてもつてゆけばよいとの意見が結論となりました。

中でもっとも重要なこととして、「基準額」の説明が不十分だったのではとの声もあり、今後PRを続けてゆく方針です。皆様御協力をお願い致します。

## 『無駄をなくする運動』の 第2回アンケート調査集計表

(調査実施日 昭和53年6月) 実施者 馬路婦人会  
= 309枚中回収 276枚 =

- 現在の基準額祝儀 2,000円、不祝儀 1,000円を適当と思いませんか。
  - ◎祝儀 適当 (73) 人 不相当 (202) 人
  - ◎不祝儀 適当 (133) 人 不相当 (142) 人
- 不相当と答えた方だけ次の中で、どの額が適当と考えますか。
  - ◎祝儀 3,000円 (186) 人 4,000円 (5) 人  
5,000円以上 (9) 人
  - ◎不祝儀 2,000円 (132) 人 3,000円 (7) 人  
4,000以上 (1) 人 なし (2) 人
- お包に男女の差をつけるべきだと思いますか。
  - 思う (83) 人 思わない (177) 人 なし (14) 人
  - ☆思うのうち1で適当と答えた数 (20) 人
- 思うと答えられた方だけ、適当と思われる金額をお書き下さい。
 

男 5,000円 )	1 人	男 3,000円 )	54 人
女 2,000円 )		女 2,000円 )	
男 3,000円 )	2 人	男 5,000円 )	7 人
女 2,500円 )		女 3,000円 )	
男 2,000円 )	5 人	男 4,000円 )	3 人
女 1,000円 )		女 3,000円 )	
男 1,000円 )	1 人	男 3~5,000円 )	1 人
女 2,000円 )		女 3,000円 )	
女 2,000円	1 人	女 3,000円	1 人
		なし	7 人
- 葬式のお返しを廃止し、礼状のみにする事についてどう思いますか。
  - 賛成 (232) 人 不賛成 (21) 人
- 葬式の花輪についてどのように思いますか。
  - 廃止した方がよい (104) 人 現状でよい (144) 人
  - その他 (10) 人 なし (17) 人

## 民具の収集について⑤

馬路村文化財調査委員会

- 八 民族芸能・娯楽・遊戯等
- (A) 道具類
- (B) 楽器類
- (C) 笛・鉦・太鼓・鈴その他
- (D) 仮面など
- (E) 競技用具
- (F) 力石・蹴鞠・凧
- (G) 娯楽・遊戯・玩具
- お手玉・あやとり・おはじき・かるた・羽根つき・こままわし・双六・花札・郷土玩具等。
- 九 人の一生
- (A) 産生類
- (B) 育児用具
- (C) 子負い紐・子負い布団・おしゃぶり・玩具など
- (D) 育児用具
- (E) うぶ着・祝着など
- (F) 七五三、成人祝い用具類
- (G) 婚礼用具類
- (H) 厄年、年祝い用具類
- (I) 葬祭用具類
- 十 年中行事
- 各用事の用具・作り物・飾り

## 特選をめぐって 写真教室

文化祭の一環として、去る十月十七日午後七時三十分から就業改善センターで、講師に田野町「善光江茂」先生を迎えて「写真の撮り方」をテーマに、引き伸ばした写真を、もとにした話しは大変勉強になりました。

参加者は広く呼びかけた割には少なく、カメラを持っている人は多くいるのにと感じました。



＝ 近づく選挙 ＝

あなたが決める馬路村のあした

村 長 <任 期＝昭和53年12月30日>

村議会議員 <任 期＝昭和54年1月21日>

定数 14人から12人に  
 地方自治法第91条第1項 市町村議会の議員の定数  
 人口 2,000人未満の町村 12人

村長選挙投票日は昭和53年12月20日(水)  
 議員選挙投票日は昭和54年1月17日(水)

お知らせ

馬路公民館の

電話御利用の方々へ  
 局 番号  
 馬路村教育委員会 } 4-7675  
 馬路公民館 } 4-2122  
 夜間、日曜祝祭 } 4-2236  
 日の呼び出しは }  
 (おことわり)

一般の方々が御利用する場合は  
 談話室の「ピンク」電話

4局2236番を

お願いします。

(村内でも必ず10円必要です)

馬路体育館 4-2235

魚梁瀬体育館 3-2038

両体育館の電話はピンク電話で  
 すから御利用の方は村内でも10  
 円必要です。

魚梁瀬支所の夜間、日曜祝祭日  
 の電話使用は、玄関のピンク電  
 話を御利用下さい。(同じく10  
 円必要です。3-2037)



クロケットを楽しむ 一高令者学級生一

去る十月二日馬路就業改善センターで高令者教室を開催しました。高令者の学習の必要性及び社会でなすべき役割等について話し合いの後、馬路中学校グラウンドで「クロケット競技」を楽しみました。今後益々高令者の方がこの様な学習やレクリエーションの場に積極的に参加される様期待します。

